

「ぐんま輝く女性表彰」実施要領

(目的)

第1条 女性の活躍促進に当たっては、慣行や性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、女性が企業や地域等のあらゆる分野において、それぞれの個性と能力を発揮し、チャレンジしていくことができる社会を実現することが必要である。そこで、様々な分野でチャレンジし輝いている女性個人・女性団体及びそのようなチャレンジを支援する個人・団体を表彰し、女性活躍の身近なモデル等を示すことによって、すべての女性が輝く環境づくりを進め、男女共同参画社会の形成を推進することを目的とする。

(表彰の種類と表彰者)

第2条 表彰の種類は、「ぐんま輝く女性チャレンジ賞」及び「ぐんま輝く女性支援賞」の2種類とし、知事が表彰する。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、群馬県に在住し、あるいは主として県内において現在活動を行っている、次のような個人・団体とする。
ただし、同様の功績により国の表彰・知事表彰をすでに受けているものは対象としないものとする。

(1) ぐんま輝く女性チャレンジ賞

ア 政策・方針決定過程に参画し主導的立場を担っていくことにチャレンジしている女性個人・女性団体

イ 女性の参画が少ない分野に新たに活躍の場を広げるチャレンジをしている女性個人・女性団体

ウ 出産・育児後の再チャレンジで活躍し、身近なモデルとなる女性個人・女性団体

エ 女性のチャレンジによる地域貢献活動等が顕著な女性個人・女性団体

(2) ぐんま輝く女性支援賞

(1)に掲げる女性のチャレンジについて積極的な支援を行っている個人・団体

(候補の選定)

第4条 候補の選定は推薦によることとし、推薦要領は別に定める。

(選考及び決定)

第5条 選考及び決定の方法は次のとおりとし、受賞者数は1年度あたり各賞概ね2名(2団体)を目途とする。

- (1) 受賞者の選考に関し必要な事項を審議するため、選考委員会を設置する。
- (2) 選考委員会は、生活こども課長が委員を選任して行う。
- (3) 知事は、選考委員会の選考に基づき、受賞者を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、年1回、表彰状を授与して行うこととする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、生活こども課長が定める。

附 則

この要領は、平成27年8月13日から施行する。

この要領は、平成30年5月29日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。